

給水装置工事に伴う事前協議の手続きについて

池田市上下水道部では、3階建て以上の建物に給水する場合（3階建て以上直結給水可能対象建物を除く）及び受水槽方式が必要な建物は、事前に上下水道部との協議が必要であり、下記の基準で行います。

（受水槽有効容量の算定式）

別紙、建物種類別単位給水量・使用時間・人員表を参照して下さい。

（ポンプの機種及び性能）

○揚水・給水ポンプは単独自動交互運転方式とし、並列交互運転は3台ローテーション方式とすること。
（1台予備が必要）

○揚水管・給水管の管内流速を2m/秒以下となるポンプを選定すること。
○全揚程と給水量に見合ったポンプで、過大及び過小にならないこと。

（その他）

○受水槽・高置水槽には、満減水警報装置を設置すること。
○各戸の検針を希望の場合は、遠隔装置（集中検針盤）による方法があります。
○親メーターの検針票を入れるポストを1個余分に設置すること。

（位置を図示）

○満減水警報装置 ○ポスト ○集中検針盤（設置の場合）
○既設引込み管の分水止

（提出図面等） 1部

○位置図 ○機器表 ○各階給水計画平面図 ○系統図
○ポンプの性能曲線図 ○全揚程と給水量等の算定式

（受水槽方式を設置すべき建物）

- 1) 災害時に水の確保が必要となる施設 例) 避難所等
- 2) 毒物、劇物及び薬品等の危険な化学物質を扱い、これを製造、加工又は貯蔵等を行う工場、事業所及び研究所等のほか、仮設給水として使用するもの
- 3) 一時に多量の水を使用する施設 例) 大型店舗等
- 4) 常時一定の水供給が必要で、断水による影響が大きい施設 例) 病院等

※ 以上は施行基準等を抜粋したもので、その他の内容については、市上下水道部の担当者と充分協議すること。
※ 上記の全揚程と給水量等の算定、及び作図は国家資格の給水装置工事主任技術者が行なうものとする。

◎提出図面の訂正及び不備があれば建築確認書の経由までに提出すること。

◎協議図面提出後に内容の変更が生じれば速やかに再協議し、図面を差し替えること。

◎口径別納付金

メーター及び揚水管の口径	納付金
13ミリメートル	132,000円
20 "	264,000円
25 "	726,000円
30 "	1,188,000円
40 "	2,508,000円
50 "	4,488,000円
75 "	12,474,000円
100 "	26,202,000円
150 "	73,920,000円
200 "	156,420,000円
250 "	276,276,000円
300 "	441,540,000円

※上記金額は税込み

◎ 受水槽方式での口径別納付金の算定基準（施行規程第27条）

- ①親メーターの口径に対する金額。
- ②揚水管（給水管）口径に対する金額。
- ③各戸メーター口径（20耗以上又は、各戸引込み管口径）と共用メーターに対する合計金額。

※ 上記の各項目ごとに算出された金額の多い方を、口径別納付金として、決定いたします。

今回の計画建物の口径別納付金は、

①親メーター	(耗)	_____円
②揚水管（給水管）	(耗)	_____円
③各戸・共用の合計	(耗× 個)	_____円
	(耗× 個)	_____円
合 計		_____円

以上、口径別納付金を_____円とする。

※ 但し、既設権利（口径別納付金）があれば差し引いた金額といたします。

◎ 分岐（給水引込管）口径により分岐できる配水管口径の基準

配水管口径 50耗以下は、分岐出来ません。
分岐口径 20耗～40耗は、配水管口径 75耗以上です。
" 50耗は、" 100耗 "。
" 75耗は、" 150耗 "。

※但し、申請建物敷地の隣接道路に、配水管が埋設されていなければ、申請者の費用にて埋設し、市上下水道部へ譲渡すること。

※道路占用については、施工方法を道路管理者と事前に協議し許可を得ること。